

端末設備等の接続の技術的条件

(目的)

第1条 この条件は、電気通信事業法 第 52 条第 1 項及び第 70 条第 1 項並びに端末設備等規則 第 35 条の規定に基づき、京セラコミュニケーションシステム株式会社(以下「当社」とする)の事業用電気通信設備に接続される端末設備等の接続の技術的条件を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条件に使用する用語の解釈については、次の定義に従います。

- (1) SIGFOX ネットワーク 920MHz 帯を使用し、当社が提供する IoT ネットワーク
- (2) SIGFOX 端末等 無線設備規則第 49 条の 14 第 7 号に規定する条件に適合する特定小電力無線局の無線設備を使用する端末設備等であって、当該端末設備等からの送信信号の変調方式が D-BPSK(差動二相位相偏移変調方式)であり、かつ、SIGFOX ネットワーク上にある IoT クラウドに登録(当該端末設備等のデバイス ID をセキュアコードでハッシュ化した値が IoT クラウドに登録されている値と一致していることをいう。)されていることで SIGFOX ネットワークに接続されるもの

(技術的条件)

第3条 SIGFOX 端末等の技術的条件は、以下のとおりとする。

1. 基本的機能

- (1) 送信周波数は、表 1 の周波数帯の電波を使用すること。ただし、当社が、別途使用する送信周波数帯幅、チャンネルを指定する場合は、この限りでない。
- (2) データを送信する際は、本条 1.(1)の送信周波数帯幅内において、100Hz 以下の帯域幅の信号を 3 回、周波数を変えて発信すること。各回の送信周波数は PN 符号生成によるランダム周波数とし、その周波数偏差を含め、本条 1.(1)の周波数帯幅を超えないよう調整されること。

2. 端末固有情報の変更を防止する機能

- (1) 端末固有情報を記憶する装置は、容易に取り外せないこと。ただし、端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、この限りでない。
- (2) 端末固有情報は、容易に書換えができないこと。

表 1 : 送信周波数 (200kHz 幅)

単位チャンネル番号	中心周波数 (MHz)
37	923.2

以上